

下松市現場代理人等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する工事の現場代理人及び主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は、次のとおりとする。

- (1) 受注者と直接的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法第7条第2号の規定による営業所の専任技術者ではないこと（ただし、営業所と近接した場所で施工する場合を除く。）。

(現場代理人の常駐期間)

第3条 現場代理人は、原則として工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(現場代理人の兼務の要件)

第4条 受注者は、第1号の個別要件のいずれかを満たすとともに、第2号の共通要件の全てを満たす場合は、市発注工事の現場代理人と他の工事（市発注工事を含む。）の現場代理人又は主任技術者とを兼務させることができる。

(1) 個別要件

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所で施工する場合

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合

ウ 次の要件をすべて満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。

(イ) それぞれの契約金額が4,000万円（建築一式工事は8,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも周南土木建築事務所管内であること。

イ 兼務する工事が市発注工事でない場合は、その発注者が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話や連絡責任者の配置等）。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

オ 特記仕様書に現場代理人等の兼務を認めない旨の記載がないこと。

(現場代理人等の兼務の申請)

第5条 受注者は、前条の規定により兼務して配置しようとする場合は、現場代理人等兼務申請書（様式第1号）により、申請するものとする。

2 市長は、前号の規定による申請があった場合は、兼務をする工事の施工内容等を総合的に勘案し、工事の兼務について適否を判定し、その結果を申請者に通知するものとする。

(兼務の中止)

第6条 受注者は、施工期間中に、前条の規定により兼務を承認した現場代理人等が工事の兼務をしなくなったときは、市長に対し現場代理人等兼務解除申請書（様式第2号）により、その旨を届け出なければならない。

（現場代理人の変更）

第7条 現場代理人の途中交代は、原則認めないものとする。ただし、工事現場に配置する現場代理人の職務分担、本店支店等の支援体制等について支障がないと認められ、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たすときは、この限りでない。

（1）監理技術者等（監理技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代が認められる事由が発生したとき。

（2）次条に規定する兼務の承諾の取消し措置を受けたとき。

2 受注者は、前項ただし書の要件を満たし、発注者と協議した上で、現場代理人を変更することがやむを得ないと認められるときは、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届及び変更に係る要件等の事実を確認できる書類を発注者に提出するものとする。

（兼務の承認の取消し）

第8条 市長は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による兼務の承認を取り消すものとする。

（1）予期しない事態が生じたため、受注者が兼務を継続することが不相当と認められる場合

（2）受注者がこの要領の規定に違反していると認められる場合

（3）受注者が偽りその他不正な手段により承認を得たと認められる場合

2 前項の規定により承認を取り消すときは、文書により取消しの理由を付して受注者に通知するとともに、取消しの理由となった行為が工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるときは、不正又は不誠実な行為として取扱うものとする。

（現場代理人等の取扱い）

第9条 現場代理人等の取扱いについては、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

（1）第4条第1号アにおける現場代理人の兼務については、その相互の内容を総合的に判断した上で、複数の工事契約を1件とみなすことができる。

（2）第4条第1号イにおいて建設業法施行令第27条第2項に規定する密接な関係のある工事とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事（連続する同一の道路、河川、敷地等における同種・類似工事等）又は施工に当たり相互に調整を要する工事（2つの現場の資材を一括で調達する場合、工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等）とする。

（3）この要領で近接とは、50m以内の区域とする。

（4）主任技術者について、この要領に定めのないものは、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付け国総建第315号）によるものとする。

附則

1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

2 現場代理人の資格要件については、平成23年6月1日以降、入札公告、指名通知又は見積書を徴する工事から適用する。

3 この要領は、平成28年6月1日から施行する。

4 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

5 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

現場代理人等兼務申請書

年 月 日

下松市長 様

(受注者) 住 所
商号又は名称
代表者名

下記工事について、現場代理人及び主任技術者の工事の兼務を申請します。

記

1 新たに兼務して配置しようとする工事(工事1)

発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
※1 位置関係(距離)	工事1と工事2	km	工事1と工事3	km

2 既に配置している工事(工事2)

発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				
※1 位置関係(距離)	工事2と工事3	km		

3 既に配置している工事(工事3)

発注者・担当部署				
工 事 名				
契 約 金 額				
工 事 場 所				
施 工 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
現場代理人氏名				
主任技術者氏名				

※1 建設業法施行令第27条第2項で主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合は、
「位置関係(距離)」欄に距離を記載し、工事間の位置関係(距離)がわかる位置図を添付すること。

○市発注工事で複数の担当所属がある場合は、各担当所属に提出すること。

上記工事の現場代理人及び主任技術者の工事兼務の適否

適否	☐ 兼務を承認します ☐ 兼務を不承認とします(理由)
----	---

現場代理人等兼務解除申請書

年 月 日

下松市長 様

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者名

年 月 日付けで承認を受けた現場代理人又は主任技術者の工事の兼務について、兼務の必要がなくなったので、下記のとおり届出ます。

記

1 兼務承認を受けていた現場代理人の氏名

氏 名	
-----	--

2 兼務をしていた工事

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	
工 事 の 役 職	現場代理人・主任技術者（○をすること）

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	
工 事 の 役 職	現場代理人・主任技術者（○をすること）

工 事 名	
発注者・担当部署	
施 工 期 間	
工 事 の 役 職	現場代理人・主任技術者（○をすること）

3 上記2のうち配置を解いた工事

工 事 名	
-------	--

※ 兼務申請をした担当所属に提出すること。